

新旧対照表

福岡県認定こども園の認定要件に関する条例施行規則（平成十八年福岡県規則第七十七号）	
改 正 後	改 正 前
<p>（職員の配置及び資格の基準）</p> <p>第三条 条例第四条に規定する規則で定める職員配置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 満一歳未満の子ども三人につき一人以上、満一歳以上満三歳未満の子ども六人につき一人以上、満三歳以上満四歳未満の子ども十五人につき一人以上、満四歳以上の子ども二十五人につき一人以上の教育及び保育に従事する者を置くものとする。ただし、常時二人を下回ってはならない。</p> <p>二 (略)</p> <p>2\4 (略)</p>	<p>（職員の配置及び資格の基準）</p> <p>第三条 条例第四条に規定する規則で定める職員配置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 満一歳未満の子ども三人につき一人以上、満一歳以上満三歳未満の子ども六人につき一人以上、満三歳以上満四歳未満の子ども二十人につき一人以上、満四歳以上の子ども三十人につき一人以上の教育及び保育に従事する者を置くものとする。ただし、常時二人を下回ってはならない。</p> <p>二 (略)</p> <p>2\4 (略)</p>